

—	その他	公布年月日
—	市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議	—

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議（平成13年5月1日合意）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（教育委員会への委理事務）</p> <p>1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) さいたま市職員等の旅費に関する条例（平成13年さいたま市条例第45号）の施行に関する事務のうち、さいたま市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成13年規則第56号）第11条の規定により教職員（さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）第2条に規定する教職員をいう。以下同じ。）の旅費の支給に関し必要な事項を定めること。</u></p> <p>4 前項の事務処理に当たっては、教育長にあつては市長事務部局の局長の、<u>教育委員会職員（教職員を除く。以下同じ。）</u>にあつては当該職位に応じた市長事務部局の職員の例により、それぞれ行うものとする。</p> <p>5 第3項の事務のうち予算の執行に係る事務処理に当たり、<u>教職員</u>が専決できる事項は、別表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（総務局長等への補助執行事項）</p> <p>7 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を第1号から第3号までにあつては総務局長に、第4号にあつては総務局長、市民局長、スポーツ文化局長、経済局長又は都市局長に、第5号から第7号までにあつては区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 教育委員会職員の研修（総務局人事部人材育</p>	<p style="text-align: center;">（教育委員会への委理事務）</p> <p>1 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>4 前項の事務処理に当たっては、教育長にあつては市長事務部局の局長の、<u>教育委員会職員（学校職員を除く。）</u>にあつては当該職位に応じた市長事務部局の職員の例により、それぞれ行うものとする。</p> <p>5 第3項の事務のうち予算の執行に係る事務処理に当たり、<u>学校職員</u>が専決できる事項は、別表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">（総務局長等への補助執行事項）</p> <p>7 教育委員会は、次に掲げる教育委員会の権限に属する事務を第1号から第3号までにあつては総務局長に、第4号にあつては総務局長、市民局長、スポーツ文化局長、経済局長又は都市局長に、第5号から第7号までにあつては区長に補助執行させる。</p> <p>(1) 教育委員会職員<u>（教育職員を除く。以下同じ。）</u></p>

成課の実施する研修に限る。)の実施に関する  
こと。

(2)~(7) [略]

別表 (第5項関係)

専決事項	小・中・特別支援学校長	高等学校長
[略]		
2 支出負担行為		
(1) 報償費 (500万円未満)		○
(2) 旅費	○	○
(3)~(9) [略]		
[略]		

の研修 (総務局人事部人材育成課の実施する  
研修に限る。)の実施に関すること。

(2)~(7) [略]

別表 (第5項関係)

学校	専決事項	小・中・特別支援学校長	高等学校長
	[略]		
	2 支出負担行為		
	(1) 報償費 (500万円未満)		○
	(2) 旅費		○
	(3)~(9) [略]		
	[略]		

## 附 則

この協議は、平成29年4月1日から効力を生じるものとする。